

権利擁護 (権利をまもる) とは？

「自分のことを自分で決める権利」「人生を自分らしく生きる権利」は認知症等により判断する力が低下している状態では、「権利が無視される」「侵害される」ことが少なくありません。地域包括支援センターでは、認知症等で自分の意志を表明するのが困難な高齢の方の権利が守られるようにするための支援を行います。

判断能力を欠く状況にある人への対応

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、生活に必要な金銭管理が難しくなったり、介護サービスの利用手続きを取るのが難しくなってきます。悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。

そうした方が適切なサポートを受けられるよう、権利擁護に関わる制度の利用を支援します。

あんしんセンターや成年後見制度の利用に関する判断や申立ての支援などを行っています。



高齢者虐待の相談窓口

高齢者虐待防止法では「虐待のおそれがある高齢者を発見した住民は通報の義務がある」とされています。通報によって、虐待を未然に防ぐことや早期に支援することが可能となり、虐待を受けている高齢者と虐待をしている家族の双方を守ることに繋がります。

※通報者は守秘義務で守られます。

浦賀警察署：844-0110

横須賀市地域福祉課

家族支援係：

822-8291

等の機関とも一緒に
対応します。



消費者被害の防止と対応

悪徳商法やオレオレ詐欺の前兆電話が地域で多発しています。高齢者は特にトラブルに巻き込まれやすいので注意が必要です。「ひとりで悩まない」「電話は留守電にする」など自己防衛を徹底して、被害ゼロを目指していきましょう！地域での情報共有や顔の見える関係づくりも大切です。

消費生活センター
(総合福祉会館2階)：
821-1314
とも連携して
対応します。



横須賀市委託事業

高齢者のための介護・医療・福祉の相談窓口

久里浜地域包括支援センター

電話 **843-3112**

受付時間 月～金：8:30～17:00
土：8:30～12:00

担当エリア

久里浜台・長瀬・久比里・若宮台・舟倉・

内川・内川新田・佐原・岩戸・久村・

久里浜・神明町・ハイランド